

役員報酬の支給に関して

前事業年度の役員報酬の支給に関する規程について、当会定款第4章第19条第1項において、役員は報酬を受け取ることができないと定めている為、規程はありません。

2020年8月24日

〒287-0025

千葉県香取市本矢作22番地
特定非営利活動法人 引込
代表理事 沼田 赤

貸 金 規 程

特定非営利活動法人引退馬協会

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、就業規則第59条（賃金）の定めに基づき、職員の賃金に関する事項を定めるものである。

第2条（適用範囲）

この規程は、就業規則第5条（適用の範囲）に定める正職員（次条以下「職員」とする）に適用する。ただし、パート職員については個別労働契約によるものとする。

第3条（賃金の支給範囲）

賃金とは、職員の労働の代償として支払われるすべてのものをいう。したがって、職員が労働しないときは別段の定めによる場合のほか賃金を支払わない。

第2章 賃金

第1節 賃金の支払いと計算

第4条（賃金の支払方法）

賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、職員との書面協定により、職員が希望した場合は、その指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

第5条（賃金の控除）

次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険及び厚生年金保険の保険料（介護保険料を含む。）の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 労使協定により賃金から控除することとしたもの

第6条（賃金の計算期間及び支払日）

- 1 賃金は、前月21日から当月20日までの分について、当月25日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その前日に支払う。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員（本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者）の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
 - (1) 本人の死亡、退職、解雇のとき

- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼又は葬儀など臨時の費用に充てるとき
- (3) その他特別の事情がある場合であつて、協会が必要と認めるとき

第7条（中途入社または中途退職の賃金計算）

賃金計算期間の中途に入社または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割り支給するものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当（通勤手当を除く）}}{\text{1 か月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

第8条（欠勤等の扱い）

欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として1日又は1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、賃金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額のをすべてを支給しないものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当（通勤手当を除く）}}{\text{1 か月平均所定労働時間（1 か月平均所定労働日）}} \times \text{欠勤等時間数（欠勤日数）}$$

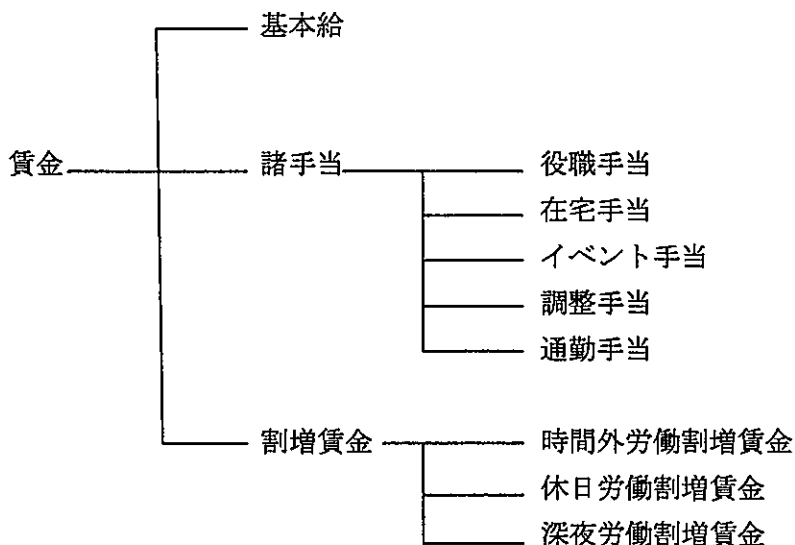
第9条（休暇休業等の賃金）

- 1 就業規則第48条（年次有給休暇）に定める年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- 2 次の休暇及び休業期間等は無給とする。
 - (1) 産前産後休業
 - (2) 育児・介護休業期間
 - (3) 育児時間
 - (4) 生理日の措置の日又は時間
 - (5) 母性健康管理のための休暇等の時間
 - (6) 就業規則第50条（特別休暇）第3項の時間又は日
 - (7) 公民権行使の時間又は日
 - (8) 就業規則第62条（休職期間）に定める休職期間
- 3 協会の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

第2節 月例賃金

第10条 (賃金の構成)

賃金の構成は次のとおりとする。



第11条 (基本給)

基本給は、本人の職務内容、勤務成績、年齢等を総合考慮のうえ、各人別に決定する。

第13条 (役職手当)

- 1 役職手当は、横浜支局の支局長又は北海道事務所の所長の職位にある者に対し、月額10,000円を支給する。
- 2 前項第1号及び第2号の賃金には、あらかじめ深夜労働割増賃金を含めるものとする。

第14条 (在宅手当)

就業場所を自宅として勤務する職員には、月額10,000円の在宅手当を支給する。

第15条 (イベント手当)

イベント業務に従事した職員には、イベント手当として、日帰りイベントの場合は、2,000円を支給し、宿泊を伴うイベントの場合は、イベントに従事した日数に応じて1日につき2,000円を支給する。

ただし、移動のみの日については、イベント手当は支給しないものとする。

第16条 (調整手当)

調整手当は、賃金を決定、又は変更するときに総支給額に不足があった場合に、例外的に補充する手当として支給することがある。

第17条（通勤手当）

通勤手当は、通勤に要する実費を支給する。

ただし、通勤の経路及び方法は、最も合理的かつ経済的であると協会が認めたものに限ることとし、支給額は、月額30,000円までとする。

第18条（手当の計算方法）

前条に規定する通勤手当は、支給事由が発生した月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、賃金計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合における当該事由の発生した月の通勤手当の額は、30,000円を限度として、実費額を支給する。

第19条（変更の届出義務、不正の届出）

- 1 通勤経路を変更するとき及び通勤距離に変更が生じたときは、1週間以内に協会に届けなければならない。
- 2 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則第76条（懲戒解雇事由）に基づき懲戒処分を行うことがある。

第20条（割増賃金）

1 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。ただし、就業規則第47条（適用除外）に該当する者は、第1号及び第2号の時間外、休日に関する割増賃金は適用しない。

- (1) 時間外労働割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.25) \times \text{時間外労働時間数}$$

- (2) 休日労働割増賃金（法定の休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.35) \times \text{法定休日労働時間数}$$

- (3) 深夜労働割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

- 2 第1項各号の1か月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。
年間所定労働日数（365-年間所定休日日数）×1日所定労働時間数÷12
- 3 第1項各号の諸手当に通勤手当が含まれるときは、当該額を控除するものとする。

第21条（賃金の改定）

- 1 基本給及び諸手当等の賃金の改定（昇給、降給、現状維持のいずれかとする。）については、原則として毎年10月に行うこととし、改定額については、協会の業績及び職員の勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。
- 2 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

附 則

1. この規程は平成30年12月10日より施行する。
2. この規程を改廃する場合は、職員の代表者の意見を聴いて行う。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 引退馬協会	事業年度	2019年6月1日～2020年5月31日
-----	-----------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取会費	34,037,100 円
受取寄附金	14,322,490 円
受取助成金	6,200,000 円
啓発事業収益	1,671,158 円
引退馬ネット事業収益	1,583,370 円
雑収益	215,970 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	58,030,088 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
フォスターホースカレンダー	900円	委託販売は手数料20%
クリアファイル5枚組	800円	委託販売は手数料20%
ポストカード9枚組	1,000円	委託販売は手数料20%
ナイスネイチャポストカード	150円	委託販売は手数料20%
トートバッグM	3,000円	委託販売は手数料20%
トートバッグS	2,500円	委託販売は手数料20%
トートバッグSS	2,000円	委託販売は手数料20%
デニムポーチ	1,700円	委託販売は手数料20%
ポーチ(ナチュラル)	1,500円	委託販売は手数料20%
ポストカード21枚組	1,500円	委託販売は手数料20%
活動記録集	1,600円	卸は6.5掛け

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
臨時雇い(文書発送等)	900円	時給
デザイン等有償ボランティア	1,000円	時給
撮影報酬	10,000円	馬1頭
馬セミナー講師謝金	54,000円	1回あたり
ふれあい講師臨時雇い	5,000円	1回あたり

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,000,000円	助成金
		1,200,000円	助成金
		1,000,000円	寄付
		1,000,000円	寄付
		504,000円	会費・寄付

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		4,937,500円	預託料・会費
		3,618,840円	預託料・獣医療費・削蹄代等
		3,110,718円	預託料・獣医療費・削蹄代等
		2,549,698円	給料・手当
		2,460,387円	給料・手当

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
なし					

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸付 年月日	対価の額	貸付資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対価の額	役務提供の内容等
	代表理事 経営		通年	4,937,500円	預託管理・団体会費
	社員		通年	27,394円	サーバー管理
	社員		2019/8/8	32,400円	財務諸表作成指導
	社員		通年	124,770円	制作物外注費
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2020/4/23			再就職支援プログラム参加馬医療費助成	48,805 円
2020/5/12			サポートホース医療費助成	12,386 円
2020/5/15			引退馬協会所有馬の譲渡に伴う「ハヤテを養うための寄付」の移譲	1,089,640 円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
合 計				1,150,831 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
	なし	円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 引退馬協会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	2015年6月1日～ 2016年5月31日	5人	0人	0%	0人	0%
㉕	2016年6月1日～ 2017年5月31日	5人	0人	0%	0人	0%
㉖	2017年6月1日～ 2018年5月31日	5人	0人	0%	0人	0%
㉗	2018年6月1日～ 2019年5月31日	6人	0人	0%	0人	0%
㉘	2019年6月1日～ 2020年5月31日	6人	0人	0%	0人	0%
申 請 時		5人	0人	0%	0人	0%

㉔ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款32条1「各社員及び各理事の表決権は、平等なるものとする。」	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉓」～「㉕」の欄を記載する必要はありません。ロ、ハ、ニについても同様です。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 引越居協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		5人	5人	5人	6人	6人	5人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	0人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
沼田 恭子	[Redacted]	代表理事	本人	○	○	○	○	○	○	2011年2月7日就任 現任
加藤めぐみ		専務理事	本人	○	○	○	○	○	○	2011年2月7日就任 現任
山崎 拓味		理事	本人	○	○	○	○	○	○	2011年2月7日就任 現任
倉橋 洋子		理事	本人	○	○	○	○	○	○	2011年2月7日就任 現任
松尾 圭二		監事	本人						○	2011年2月7日就任 2014年10月31日退任
坂口 龍一		監事	本人	○	○	○	○			2014年11月1日就任 2018年8月31日退任
田崎 政司		理事	本人				○	○		2018年9月1日就任 現任
高井 直人		監事	本人				○	○		2018年10月1日就任 現任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人引退馬協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
月次報告書	コンピュータ管理	随時	7年
入出金伝票	クリアファイル	随時	7年間
通帳	通帳	随時	7年間
現金出納帳	コンピュータ管理	随時	7年間
給与台帳	コンピュータ管理	随時	7年間
総勘定元帳	ファイル管理	随時	7年間
領収書	クリアファイル	随時	7年間

(記載方法)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 引退馬協会 /	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 引退馬協会	チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること	✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等	
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項 その他一定の事項等を記載した書類	
ヘ	助成の実績を記載した書類	

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人 引退馬協会
-----	-----------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ✓
---	------------

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無

㉑ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 引退馬協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/>
---	-------------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/>
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・ <input checked="" type="checkbox"/>

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/>
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="checkbox"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/>